

改正後

改正前

注 令和二年三月三十一日規則第二二号による改正のうち、令和五年一月一日から施行される部分は、直接改正を加えないで点線で囲って登載した。
千葉県県税条例施行規則

注 令和二年三月三十一日規則第二二号による改正のうち、令和五年一月一日から施行される部分は、直接改正を加えないで点線で囲って登載した。
千葉県県税条例施行規則

千葉県県税条例施行規則（昭和三十三年千葉県規則第十六号）の全部を改正する。

千葉県県税条例施行規則（昭和三十三年千葉県規則第十六号）の全部を改正する。

目次

目次

第一章 総則（第一条―第十一条）

第一章 総則（第一条―第十一条）

第二章 普通税

第二章 普通税

第一節 県民税（第十一条の二―第二十二條）

第一節 県民税（第十一条の二―第二十二條）

第二節 事業税（第二十三條―第二十九條）

第二節 事業税（第二十三條―第二十九條）

第三節 不動産取得税（第三十條―第四十條）

第三節 不動産取得税（第三十條―第四十條）

第四節 県たばこ税（第四十一條）

第四節 県たばこ税（第四十一條）

第五節 ゴルフ場利用税（第四十二條―第四十九條）

第五節 ゴルフ場利用税（第四十二條―第四十九條）

第五節の二 削除

第五節の二 削除

第五節の三 軽油引取税（第四十九條の十一―第四十九條の十四）

第五節の三 軽油引取税（第四十九條の十一―第四十九條の十四）

第六節 自動車税（第五十條―第六十七條）

第六節 自動車税（第五十條―第六十七條）

第七節 鉦区税（第六十八條・第六十九條）

第七節 鉦区税（第六十八條・第六十九條）

第八節 固定資産税（第七十條・第七十一條）

第八節 固定資産税（第七十條・第七十一條）

第三章 目的税

第三章 目的税

第一節及び第二節 削除

第一節及び第二節 削除

第三節 狩猟税（第七十九條―第八十一條）

第三節 狩猟税（第七十九條―第八十一條）

第四章 電子計算機を使用して作成する**県税関係帳簿の保存方法等**の特例（第八十二條―第八十四條）

第四章 電子計算機を使用して作成する**地方税関係帳簿の保存方法**の特例（第八十二條―第八十四條）

第五章 県税に係る手続等を情報通信の技術を利用する方法により行う場合の特例（第八十五條―第八十七條）

第五章 県税に係る手続等を情報通信の技術を利用する方法により行う場合の特例（第八十五條―第八十七條）

第六章 滞納処分（第八十八條・第八十九條）

第六章 滞納処分（第八十八條・第八十九條）

附則

附則

（払込みの方法）

（払込みの方法）

第六条 納税者又は特別徴収義務者（以下この条において「納税者等」という。）が県税に係る徴収金を払い込む場合は、納付書又は納入書により、次

第六条 納税者又は特別徴収義務者（以下この条において「納税者等」という。）が県税に係る徴収金を払い込む場合は、納付書又は納入書により、次

の各号に掲げるもの（以下この条において「収納機関」という。）のいずれかに払い込まなければならない。

- 一 県指定金融機関、県指定代理金融機関又は県収納代理金融機関
- 二 郵便局（政令第七条の四の二第二項第二号に規定する郵便局をいう。以下同じ。）のうち、県内又は茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県若しくは山梨県に所在する郵便局（自動車税の種別割を納税通知書により払い込む場合にあっては、国内に所在する郵便局）
- 三 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条の二第一項の規定により知事が県税に係る徴収金の収納の事務を委託した者
- 四 市町村（条例第六条第一項の規定により収納事務を処理することとされた市町村に限る。）
- 五 県税事務所等に所属する出納職員（自動車税事務所に所属する出納職員にあっては、自動車税に係る徴収金に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、納税者は、県税に係る徴収金を指定納付受託者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。以下同じ。）に納付（地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の四第二項第一号及び第二号イに掲げる事項の通知に基づく納付を除く。）を委託する方法によつて払い込むことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、納税者は、徴収金のうち、個人の事業税にあっては第一号又は第三号に掲げる方法のいずれかによつて、不動産取得税にあっては第三号に掲げる方法によつて、自動車税の種別割にあっては第二号又は第三号に掲げる方法のいずれかによつて払い込むことができる。

- 一 口座振替の方法
- 二 知事から得た納付情報により納付する方法
- 三 指定納付受託者に納付（地方自治法施行規則第十二条の二の四第二項第一号及び第二号イに掲げる事項の通知に基づく納付に限る。）を委託する方法

4 収納機関は、前各項の規定により徴収金の払込みを受けた場合は、領収済通知書又は納入済通知書（以下この項において「領収済通知書等」という。）により県税事務所長等にその旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、領収済通知書等により通知すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつ

の各号に掲げるもの（以下この条において「収納機関」という。）のいずれかに払い込まなければならない。

- 一 県指定金融機関、県指定代理金融機関又は県収納代理金融機関
- 二 郵便局（政令第七条の四の二第二項第二号に規定する郵便局をいう。以下同じ。）のうち、県内又は茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県若しくは山梨県に所在する郵便局（自動車税の種別割を納税通知書により払い込む場合にあっては、国内に所在する郵便局）
- 三 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条の二第一項の規定により知事が県税に係る徴収金の収納の事務を委託した者
- 四 市町村（条例第六条第一項の規定により収納事務を処理することとされた市町村に限る。）
- 五 県税事務所等に所属する出納職員（自動車税事務所に所属する出納職員にあっては、自動車税に係る徴収金に限る。）

（新設）

2 前項の規定にかかわらず、納税者は、徴収金のうち、個人の事業税にあっては第一号又は第三号に掲げる方法のいずれかによつて、不動産取得税にあっては第三号に掲げる方法によつて、自動車税の種別割にあっては第二号又は第三号に掲げる方法のいずれかによつて払い込むことができる。

- 一 口座振替の方法
- 二 知事から得た納付情報により納付する方法
- 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項に規定する指定代理納付者が付与する同項の政令で定める番号、記号その他の符号を通知して、当該指定代理納付者に納付させることを申し出る方法

3 収納機関は、前各項の規定により徴収金の払込みを受けた場合は、領収済通知書又は納入済通知書（以下この項において「領収済通知書等」という。）により県税事務所長等にその旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、領収済通知書等により通知すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつ

ては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を知事が適当と認める方法により提供することによってこれに代えることができる。

一 徴収金が第一項第三号に掲げる者に払い込まれた場合

二 徴収金が前二項に規定する方法によって払い込まれた場合(個人の事業税(その納期が条例第四十四条第四項に係るものに限る。)が前項第一号に掲げる方法によって払い込まれた場合を除く。)

一部改正〔平成二〇年規則七四号・二〇一年一六号・二四年七七号・二五年一号・九一号・三〇年二九号・七三号・三一年二二号・令和二年二二号〕

(条例第二十三条第一項第二号ニの法人)

第十六条 条例第二十三条第一項第二号ニに規定する規則で定める法人は、次の各号に掲げる法人とする。

一 防災街区整備事業組合

二 管理組合法人又は団地管理組合法人

三 マンション建替組合

四 マンション敷地売却組合

五 敷地分割組合

一部改正〔平成二六年規則四五号〕

(法人の県民税の減免申請書の添付書類)

第十七条 条例第二十三条第二項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 条例第二十三条第一項第一号に該当する法人 次に掲げる書類

イ 災害による被害を受けたことを市町村その他の官公署が証明した書類

ロ 法人の県民税を納付できない事情を明らかにする書類

二 条例第二十三条第一項第二号イに該当する法人 次に掲げる書類

イ 定款

ロ 減免を受けようとする期間の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書

ハ 初めて減免の申請をする法人にあつては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第四条の認定を受けたことを証する書類の写し

三 条例第二十三条第一項第二号ロに該当するもの 次に掲げる書類

イ 規約

ては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を知事が適当と認める方法により提供することによってこれに代えることができる。

一 徴収金が第一項第三号に掲げる者に払い込まれた場合

二 徴収金が前項各号に掲げる方法によって払い込まれた場合(個人の事業税(その納期が条例第四十四条第四項に係るものに限る。)が前項第一号に掲げる方法によって払い込まれた場合を除く。)

一部改正〔平成二〇年規則七四号・二〇一年一六号・二四年七七号・二五年一号・九一号・三〇年二九号・七三号・三一年二二号・令和二年二二号〕

(条例第二十三条第一項第二号ニの法人)

第十六条 条例第二十三条第一項第二号ニに規定する規則で定める法人は、次の各号に掲げる法人とする。

一 防災街区整備事業組合

二 管理組合法人又は団地管理組合法人

三 マンション建替組合

四 マンション敷地売却組合

(新設)

一部改正〔平成二六年規則四五号〕

(法人の県民税の減免申請書の添付書類)

第十七条 条例第二十三条第二項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 条例第二十三条第一項第一号に該当する法人 次に掲げる書類

イ 災害による被害を受けたことを市町村その他の官公署が証明した書類

ロ 法人の県民税を納付できない事情を明らかにする書類

二 条例第二十三条第一項第二号イに該当する法人 次に掲げる書類

イ 定款

ロ 減免を受けようとする期間の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書

ハ 初めて減免の申請をする法人にあつては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第四条の認定を受けたことを証する書類の写し

三 条例第二十三条第一項第二号ロに該当するもの 次に掲げる書類

イ 規約

- ロ 減免を受けようとする期間の収支計算書及び事業報告書
 - ハ 構成員の名簿（構成員全員の氏名及び住所が記載されたものに限る。）
 - ニ 初めて減免の申請をするものにあつては、地方自治法第二百六十条の第二十二項の規定により市町村長が交付した証明書
 - 四 条例第二十三条第一項第二号ハに該当する法人 次に掲げる書類
 - イ 定款
 - ロ 減免を受けようとする期間の財産目録、貸借対照表、活動計算書及び事業報告書
 - ハ 初めて減免の申請をする法人にあつては、所轄庁による設立の認証を受けたことを証する書類の写し
 - 五 条例第二十三条第一項第二号ニに該当する法人 次に掲げる書類
 - イ 定款又は規約
 - ロ 減免を受けようとする期間の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書又はこれらに類する書類
 - ハ 初めて減免の申請をする法人にあつては、主務官庁による設立の許可、認可等を受けたことを証する書類の写し（主務官庁の許可、認可等により設立する法人に限る。）
 - ニ 前条第一号に掲げる法人にあつては、防災街区整備事業の施行地区を表示した図面
 - ホ 前条第二号に掲げる法人にあつては、当該法人が管理する建物及びその敷地の見取図
 - ヘ 前条第三号に掲げる法人にあつては、マンション建替事業を施行する現に存するマンション及びその敷地の見取図
 - ト 前条第四号に掲げる法人にあつては、マンション敷地売却事業を施行する現に存するマンション及びその敷地の見取図
 - チ **前条第五号に掲げる法人にあつては、敷地分割事業を実施する団地内建物の敷地の見取図**
 - 六 条例第二十三条第一項第三号に該当するもの 次に掲げる書類
 - イ 定款若しくは寄附行為又は規約若しくはこれに類するもの
 - ロ 減免を受けようとする期間の貸借対照表、損益計算書、収支計算書及び事業報告書
 - ハ その他知事が必要と認める書類
- 一部改正〔平成二〇年規則六六号・八三号・二五年四三号・九一

- ロ 減免を受けようとする期間の収支計算書及び事業報告書
 - ハ 構成員の名簿（構成員全員の氏名及び住所が記載されたものに限る。）
 - ニ 初めて減免の申請をするものにあつては、地方自治法第二百六十条の第二十二項の規定により市町村長が交付した証明書
 - 四 条例第二十三条第一項第二号ハに該当する法人 次に掲げる書類
 - イ 定款
 - ロ 減免を受けようとする期間の財産目録、貸借対照表、活動計算書及び事業報告書
 - ハ 初めて減免の申請をする法人にあつては、所轄庁による設立の認証を受けたことを証する書類の写し
 - 五 条例第二十三条第一項第二号ニに該当する法人 次に掲げる書類
 - イ 定款又は規約
 - ロ 減免を受けようとする期間の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書又はこれらに類する書類
 - ハ 初めて減免の申請をする法人にあつては、主務官庁による設立の許可、認可等を受けたことを証する書類の写し（主務官庁の許可、認可等により設立する法人に限る。）
 - ニ 前条第一号に掲げる法人にあつては、防災街区整備事業の施行地区を表示した図面
 - ホ 前条第二号に掲げる法人にあつては、当該法人が管理する建物及びその敷地の見取図
 - ヘ 前条第三号に掲げる法人にあつては、マンション建替事業を施行する現に存するマンション及びその敷地の見取図
 - ト 前条第四号に掲げる法人にあつては、マンション敷地売却事業を施行する現に存するマンション及びその敷地の見取図
 - チ **(新設)**
 - 六 条例第二十三条第一項第三号に該当するもの 次に掲げる書類
 - イ 定款若しくは寄附行為又は規約若しくはこれに類するもの
 - ロ 減免を受けようとする期間の貸借対照表、損益計算書、収支計算書及び事業報告書
 - ハ その他知事が必要と認める書類
- 一部改正〔平成二〇年規則六六号・八三号・二五年四三号・九一

第四章 電子計算機を使用して作成する県税関係帳簿の保存方法等の特例

特例

全部改正〔平成二七年規則八五号〕

(県税関係帳簿の電磁的記録による保存等)

第八十二条 条例第一百一条の規定により県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該県税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする同条の特別徴収義務者は、総務省令第二十五条第一項及び第二項の規定の例により、当該電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。
一部改正〔平成二七年規則八五号〕

(県税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第八十三条 条例第一百二条第一項の規定により県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該県税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする条例第一百一条の特別徴収義務者は、総務省令第二十六条第一項の規定の例により、当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。

2 条例第一百二条第二項に規定する規則で定める場合は、条例第一百一条の規定により県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該県税関係帳簿の備付け及び保存に代えている同条の特別徴収義務者の当該県税関係帳簿の全部又は一部について、その保存期間(条例及びこの規則の規定により県税関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。)の全期間(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。)につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする場合とする。

第四章 電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿の保存方法等の特例

特例

全部改正〔平成二七年規則八五号〕

(県税関係帳簿の電磁的記録による保存等)

第八十二条 条例第一百一条の承認を受けている同条の特別徴収義務者は、総務省令第二十五条の規定の例により、当該承認を受けている県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

一部改正〔平成二七年規則八五号〕

(県税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第八十三条 条例第一百二条第一項の承認を受けている条例第一百一条の特別徴収義務者は、総務省令第二十六条第一項の規定の例により、当該承認を受けている県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。

2 条例第一百二条第二項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 条例第一百一条の承認を受けている条例第一百三十三条の規定によりその例によることとされる法第七百五十条第二項に規定する申請書に係る県税関係帳簿の全部又は一部について、その保存期間(条例及びこの規則の規定により県税関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。以下この項において同じ。)のうち条例第一百三十三条の規定によりその例によることとされる法第七百五十条第一項(法第七百五十四条において準用する場合に限る。)の申請書に記載することによりあらかじめ特定する期間が経過した日以後の期間(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。)につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする場合
- 二 条例第一百一条の承認を受けている県税関係帳簿の全部又は一部について、その保存期間の全期間(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。)につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存

3 第一項の規定は、条例第百十二条第二項の規定により県税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該県税関係帳簿に係る電磁的記録の保存に代えようとする条例第百十一條の特別徴収義務者の当該県税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。
一部改正〔平成二七年規則八五号〕

第八十四条 削除

に代えようとする場合

3 第一項の規定は、条例第百十二条第二項の承認を受けている条例第百十一條の特別徴収義務者の当該承認を受けている県税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。

一部改正〔平成二七年規則八五号〕

（電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿及び県税関係帳簿の保存方法等の特例に係る書類の様式）
第八十四条 電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿及び県税関係帳簿の保存方法等の特例について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	根拠条項	様式番号
一 地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書	法第七百五十四條第一項（法第七百五十四條において準用する場合を含む。）又は条例第百十三條の規定による法第七百五十四條第一項（法第七百五十四條において準用する場合を含む。）	別記第四百十六号様式
二 地方税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書	法第七百五十四條第一項（法第七百五十四條において準用する場合を含む。）又は条例第百十三條の規定による法第七百五十四條第一項（法第七百五十四條において準用する場合を含む。）	別記第四百十九号様式
三 地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書	法第七百五十一條第一項（法第七百五十四條において準用する場合を含む。）又は条例第百十三條の規定	別記第四百十五号様式

	<p>によりその例によることとされる法第七百五十一条第一項（法第七百五十四条において準用する場合を含む。）</p>	別記第百五十一号様式
<p>四 地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の変更の届出書</p>	<p>法第七百五十一条第二項（法第七百五十四条において準用する場合を含む。）又は条例第百十三条の規定によりその例によることとされる法第七百五十一条第二項（法第七百五十四条において準用する場合を含む。）</p>	別記第百五十一号様式
<p>五 主たる事務所又は事業所の移転に係る地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書</p>	<p>法第七百五十二条第一項（法第七百五十四条において準用する場合を含む。）</p>	別記第百五十二号様式
<p>六 地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認等通知書</p>	<p>法第七百五十条第三項（法第七百五十四条において準用する場合を含む。）又は条例第百十三条の規定によりその例によることとされる法第七百五十条第三項（法第七百五十四条において準用する場合を含む。）</p>	別記第百五十三号様式
<p>七 地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認通知書</p>	<p>法第七百五十条第五項（法第七百五十四条において準用する場合を含む。）</p>	別記第百五十四号様式
<p>八 主たる事務所又は事業所の移転に係る地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認等通知書</p>	<p>法第七百五十二条第三項において準用する法第七百五十条第三項（法第七百五十四条において準用する場合を含む。）</p>	別記第百五十五号様式

<p>九 主たる事務所又は事業所の移転に係る地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認通知書</p>	<p>法第七百五十二条第六項において準用する法第七百五十条第五項（法第七百五十四條において準用する場合を含む。）</p>	<p>別記第五百十六号様式</p>
<p>十 地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認取消通知書</p>	<p>法第七百五十三条第二項（法第七百五十四條において準用する場合を含む。）又は条例第一百三十三條の規定によりその例によることとされる法第七百五十三条第二項（法第七百五十四條において準用する場合を含む。）</p>	<p>別記第五百十七号様式</p>

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年一月四日から施行する。ただし、目次、第四章及び別記第四百四十六号様式から第五百五十七号様式までの改正規定は同月一日から、第十六条及び第十七条の改正規定は同年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の千葉県県税条例施行規則第六条第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、令和五年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「地方自治法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）附則第十九条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第六条の規定による改正前の地方自治法」とする。